

告 示

埼玉県人事委員会告示第四号

令和六年度埼玉県職員採用初級試験及び令和六年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

令和六年四月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

1 試験の名称

- (1) 令和6年度埼玉県職員採用初級試験
- (2) 令和6年度埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用初級試験	一般事務	13人	○日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。) ○地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
	設備	4人	
	総合土木	3人	
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		8人	○平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者(学歴不問)

3 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	作文試験	人物試験
埼玉県職員採用初級試験(一般事務)	○		○	○
埼玉県職員採用初級試験(設備及び総合土木)		○	○	○
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験	○		○	○

注 ○印を付したものについて行う。

4 試験の実施日、会場及び合格発表

試験	実施日	会場	合格発表
第1次試験	9月29日(日)	埼玉県立大宮高等学校 (さいたま市)	10月9日(水)午前10時から 10月18日(金)まで、埼玉県 人事委員会事務局ホームペー ジに掲載する。
第2次試験	10月16日(水)から10月18日(金) までのいずれか1日及び10月29日 (火)から11月1日(金)までのい ずれか1日に、さいたま市内で行う。		11月27日(水)午前10時から 12月4日(水)まで、埼玉県 人事委員会事務局ホームペー ジに掲載する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

ア 埼玉県職員採用初級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校等（さいたま市を除く。）に勤務し、学校事務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、原則として全職種とも約187,900円（地域手当を含む。）である。

一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、令和6年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載及び採用の方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載される。

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、本人の希望する仕事及び勤務地等についての意向聴取並びに身体検査等を行い、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として令和7年4月1日である。

7 受験手続

(1) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

(2) 受付期間

令和6年8月16日（金）午前9時30分から令和6年8月29日（木）午後5時まで

8 その他

(1) 試験についての詳細は、埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載する受験案内を参照すること。

(2) 試験職種「一般事務」については、点字又は拡大文字（身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有する者と同程度の障害があることが確認できる者に限る。）による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。

(3) この試験についての問合せは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-822-8181）に行うこと。